

第36回柏市農業委員会総会議事録

1 令和3年7月9日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 中央公民館 集会室1・2 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1 番	坂 卷 洋 行	2 番	飯 野 文 夫
3 番	飯 塚 恒 男	4 番	岡 田 英 夫
5 番	大 宮 茂 男	6 番	染 谷 茂
7 番	山 崎 明 久	8 番	成 嶋 君 美
9 番	石 井 マサ子	10 番	金 子 幸 司
11 番	酒 卷 寿 雄	12 番	谷 田 貝 和 代
13 番	遠 藤 秀 生	14 番	程 田 平
15 番	橋 本 英 介	16 番	村 越 等

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17 番	栗 原 豊	19 番	木 村 寿
21 番	坂 卷 儀 治	22 番	関 根 勝 敏
23 番	浜 島 照 雄	24 番	小 川 克 己
25 番	富 澤 英 三	26 番	友 野 博 之
27 番	増 田 直 晴	28 番	染 谷 茂 幸
29 番	山野辺 守	30 番	石 井 一 美
31 番	秋 谷 昌 治		

15名中13名出席 欠員1名

4 欠席した委員は次のとおりである。

18 番 砂 川 晴 彦

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩
次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第36回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，岡田英夫委員，よろしく願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第 4 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしく願いいたします。

成嶋委員長 農地第 4 調査会は，去る 7 月 5 日，6 日，令和 3 年度第 4 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 1 件，第 4 条 1 件，第 5 条 5 件，主たる従事者証明 2 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 3 年 3 月に開催された第 3 2 回総会の議案第 1 号から 2 号の 5 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 2 ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，自己所有地と近く耕作しやすいため，また，●●在住の譲渡人は，相続により農地を取得したものの，耕作が困難なため，売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，弁天下の畑 1 筆●●㎡で，●●，●●，●●などを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第 4 調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

村越委員 村越です。

譲受人の方はご高齢ですが，ほかに農業をやられている方はいらっしゃるんでしょうか。

成嶋委員長 若い方が●●人いらっしゃいます。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

●●用地への転用許可申請であります。

申請地は、●●の畑1筆の一部●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請者が近隣住民から●●の●●スペースの整備について要望を受け、●●を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地の農地部分を転圧の上、人工芝敷きとし、申請地を3区画に分けるものです。農地以外の一体で使用する隣接事業計画地は来場者駐車場及び休憩施設を設け、場内はアスファルト敷きとします。

被害防除対策につきましては、雨水は雨水浸透ますを設置の上、敷地内処理。農地以外の計画地を除いた周囲は、新設するコンクリートブロック及びフェンス、ネット、土留め擁壁に既存擁壁及び生け垣を

併せて土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

山崎委員 山崎です。

浸透柵は、どの辺に設置する予定でしょうか。

成嶋委員長 雨水浸透柵は、●●の区画ごとに3か所設置されますが、これで十分対応できると聞いています。

山崎委員 もう一点、いいですか。

●●の南側ですが、私の記憶では、少し下り坂になっていると思いますが、周辺からの水の流入などはないでしょうか。

成嶋委員長 南側道路は、通学路のため、既存のフェンスなども壊して、あらたにフェンス、歩道を整備をしますので、水の流出入対策も問題ないと思います。

山崎委員 はい。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から4番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番から4番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う●●用地を目的とした転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑5筆●●㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●に所在する●●法人で、●●の需要の増加に伴い、既存施設に隣接する申請地に●●を増築する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地の農地部分に●●及び来客者用駐車場●●台分を、農地以外の一体で使用する隣接事業計画地には既存施設との通路を設けます。駐車場及び通路はアスファルト敷きとし、切土による整

地を行い、発生した土砂は業者により搬出します。

被害防除対策について、雨水は集水ますを設け、地下貯留槽を経由し、新設U字溝へ放流。周囲は、L字擁壁及び間知ブロック擁壁、土留めを設けるほか、のり面に芝張り施工し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番から4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う●●用地への転用許可申請です。

申請地は、大井の畑2筆●●㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●市で借家住まいをしていますが、職場である実家か

ら遠いことや、将来の介護を考慮し、実家に程近い、譲渡人の所有地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

計画内容は、●●建て、建築面積●●㎡、延床面積●●㎡で、●●台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透ますで宅内処理の上、オーバーフロー分は既存U字溝に放流。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理の上、既存U字溝に放流します。周囲は、30度未満の安定勾配とするほか、土留めブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

小川委員 調査会資料と総会資料の、譲渡人と譲受人の名前が違っていると思いたすが。

議長 事務局お願いします。

事務局 事務局です。

大変失礼いたしました。調査会の資料が正しいです。

申し訳ございませんでした。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は19ページからになります。
本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。
申請地は、柏の畑2筆及び戸張の畑1筆の合計●●㎡です。
申請理由は、令和●年●●月、農業経営に欠くことのできない●●の●●が●●、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、●●在住の●●名が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、豊四季の畑5筆の合計●●㎡です。

申請理由は、令和●年●●月、農業経営に欠くことのできない●●の●●が●●、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2 番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。

議案第5号（その1）につきましては、私、染谷が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは退席いたします。よろしくお願いします。

（染谷茂会長が退席）

飯野職代 それでは、議案第5号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●在住の農業者が新利根の田2筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

飯野職代 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職代 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職代 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代します。

(染谷茂会長が着席)

議長 それでは、次の審議に入ります。

議案第5号(その2)について議案説明を、農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に所在する●●法人が弁天下の畑3筆、合計面積●●万●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第2番は、●●在住の農業者が手賀の田1筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第3番は、●●在住の農業者が布瀬の田2筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回8月の予定を申し上げます。

8月2日(月)、8月3日(火)が調査会で、8月2日は午前9時から、8月3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第1調査会です。

8月6日(金)が総会で、午後2時から分室1第1会議室でございます。

これをもちまして、第36回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時35分閉会)